

1 目的

自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態、いわゆる「強度行動障害」を示す重度知的障害児者に対して適切な支援を行うことによって行動障害の軽減を図り、もって障害児者等の福祉の一層の推進に資することを目的とする。

2 実施施設

山梨県立育精福祉センター成人寮及び山梨県立育精福祉センター児童寮（両施設をまとめて以下「センター」という。）

3 対象

センターに入所し強度行動障害を示す児者

4 対象児者の基準及び選定

- （１）対象児者は、センターの入所者であって強度行動障害を有するため適切な支援を行わなければ日常生活を営む上で困難があると認められた児者とする。
- （２）対象児者の選定について、原則として、「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成十八年九月二十九日 厚生労働省告示第五百五十六号）第１号の２」に該当する児者とする。ただし、上記基準に該当しないが、行動障害により日常生活に困難を生じる恐れがある児者も対象とする。

なお、対象児者の健康や障害の状態、家族の状態等を総合的に勘案し、支援の緊急性の高い対象児者から優先的に行うよう配慮する。

5 支援体制及び事業実施

- （１）支援体制について、各寮に１名以上の支援員を特別支援担当として配置し、対象児者の担当者が行う支援計画作成を支援する。また、心理士１名を配置する。
- （２）支援計画に沿って日常の個別支援を行う。支援計画は概ね６カ月以内に、対象児者の状況に合った見直しを行う。
- （３）支援計画の見直しに当たっては、対象児者の特性や課題行動を観察し、整理した上でアセスメントを実施する。
- （４）利用児者の特性や状況に応じ、心理士による面談や音楽療法等の個別支援を実施する。心理士による個別支援の実施日は週３日とし、対象者１人について１回１時間程度とする。

6 進捗管理及び事業活用

特別支援担当の１名が主任となり、心理士及び各寮の特別支援担当と連携して進捗管理を行う。